平成２３年（フ）第２５０２号
大阪市住之江区南港中４丁目２番14―804号
債務者　髙島　一郎
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５１０号
大阪府茨木市沢良宜浜３丁目25番１号
債務者　川畑　勝弘
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５１２号
大阪府豊中市服部本町４丁目３番26―201号
債務者　貴田惠津子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５１３号
大阪府豊中市栗ヶ丘町５番12―203号
債務者　西脇さゆり
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５１４号
大阪市都島区都島北通２丁目７番31号
債務者　松本　至白
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５１５号
大阪市西区江之子島２丁目１番66―1002号
債務者　林　　智子（旧姓井手）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５１９号
大阪市東成区中道３丁目５番17号　エクセラン玉造305号、前住所大阪市中央区南船場４丁目13番８―703号
債務者　髙橋　順子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５２１号
大阪市東淀川区豊里３丁目７番20号　メゾン豊里105号
債務者　藤山　武浩
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５２５号
大阪府寝屋川市明和１丁目９番20号
債務者　竹中　玉樹
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５２６号
大阪府茨木市大住町５番25号
債務者　内田　健二
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５２８号
大阪市淀川区東三国６丁目22番28号
債務者　安井喜代子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５３０号
大阪市阿倍野区三明町１丁目７番11―603号
債務者　川口加奈子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５３４号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　滝口　孝治
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５３６号
大阪府大東市谷川１丁目５番10号　アイン松村604号
債務者　素川　清吾
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５３７号
大阪府大東市谷川１丁目５番10号　アイン松村604号
債務者　佩川さとえ
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５３８号
大阪府茨木市大住町15番24号
債務者　増井　敏子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９号
兵庫県姫路市広畑区本町４丁目729番地　エクセルＡＮＩ203号
債務者　八幡　令華（旧姓阿仁）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部